

# 国家性からみたドミニオンの中立権

松田 幹夫

- 1 ドミニオンにおける国家性の変遷
- 2 ドミニオンにおける主権国家性の定着
  - I ドミニオン中立権の確立
  - II 付随する諸問題

## 1 ドミニオンにおける国家性の変遷

1 中立権，すなわち，他の国家に拘束されずに，中立を維持する自由が主権の徴証であるならば<sup>1)</sup>，ドミニオンにおける中立権の存否は，ドミニオンの国家性いかに左右される問題であるという側面をもつ。ドミニオンの国家性そのものに目を注いで，ドミニオンの中立権を確認し，付随する諸問題に言及すること——これが，本稿の目的である。当然，それは，ブリティッシュ帝国またはコモンウェルスの構造に影響する作業である。「コモンウェルス構成国は，いまや，あらゆる意味で，完全主権国家（fully sovereign States）である<sup>2)</sup>」とスタークがいったのは，1958年のことであった。しか

---

1) 拙稿「ドミニオン中立権論・序説」『独協法学』第1号・昭和43年・66-68ページ。

2) Starke, J.G., An Introduction to International Law, 1958, p.94.

るに、第1次大戦前のドミニオンは、植民地であった<sup>3)</sup>。スタークの説が真実であるとすれば、ドミニオンは、遂に、植民地から主権国家へ成長したのであるが、その歴史的発展過程において、植民地と主権国家との中間的段階、たとえば、半主権国であった時期があるのではないかという推定は、容易に成り立つであろう。

そこで、早くも、1913年、ユーアトは、カナダが植民地的段階から脱却しつつあるとして、つぎのような説明を試みた。「私は、創造物 (the creature) の発展には段階があり、ある段階においては、それが、オタマジヤクシ (a tadpole) か、一人前 (a full-fledged), または、むしろ、四つ足の蛙 (a four-footed frog) であるかどうかについて、意見が非常によく分れると想像する。カナダは、憲法上、いくぶんか、不確実な場合である。なぜなら、もしあなたがカナダは植民地 (a colony) であるというならば、あなたは、若干の十分に発達した脚 (legs) に直面するであろうし、もしあなたがカナダは独立国家 (an independent state) であるというならば、あなたは、尾 (the tail) の残りをうまく云い抜けるよう求められるであろうからである」。私は、「カナダは、名目上は植民地であり、現実上は独立国家である」といいたい。脚は、発達していないにせよ、独力で蹴ることができる。植民地の形式は、まだ、存在する。しかし、現実において、カナダは、独立的であり、みずからを統治すると<sup>4)</sup>。カナダの主権国家性を推進することに、常に、熱心であったユーアトのこの説明は、第1次大戦直前、すなわち、植民地的段階の末期にあったカナダの地位を、比喩を使って、巧みに描写しているといえよう。

また、1925年、ルイスは、つぎのように述べた。「事実上、国際連盟に関

3) 拙稿「植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国」『独協法学』第2号・昭和45年・57ページ。

4) Ewart, J.S., Canada: Colony to Kingdom, The American Journal of International Law, Vol. 7, 1913, p.268.

## 国家性からみたドミニオンの中立権

する場合を除いて、国際的に、ドミニオンはブリティッシュ帝国とは別の地位をもたないという人々がいる。これは、恐らく、やや狭い見解をとっている。とはいえ、ドミニオンが獲得したなんらかの国際的地位が独特 (*sui generis*) であり、かつ、また、明確な段階に達していないことが、容認されなければならない。もちろん、ドミニオンは、国際法上、主権国家ではなく、ドイツ帝国 (the German Empire) 内のババリア、および、トルコの宗主权 (Turkish suzerainty) のもとで、一定程度の国際人格を請求したときのブルガリアのような、ちょうど過去にあった一部主権国 (part-sovereign States) であり、別個に、かつ、ブリティッシュ帝国内の構成部分として、外国と関係をもつドミニオンは、国際法上、無視できない<sup>5)</sup>。このように、ルイスは、ドミニオンの地位を独特としながらも、既存の国際法主体に当てはめ、部分的にのみ外交能力を認められる半主権国ととらえた。

そして、1927年、ジョンストンは、「ドミニオンは、正確には、独立国家ではない<sup>6)</sup>」とみた。彼は、ある共同体が、国際法上、被保護国 (protected states) のカテゴリーに属するためには、保護国 (the protecting state) 国民の国籍と被保護国国民の国籍とが区別されており、保護国の戦争中、被保護国は中立を守り得るとするホールの学説に基づき、ドミニオンの市民 (citizens) は他のドミニオンのものでもある国王に忠誠を負い、他のドミニオンの戦争中、そのドミニオンは中立を守り得ないとの理由で、ドミニオンは被保護国でもない<sup>7)</sup>と論じた。結局、ジョンストンは、ドミニオンの国家性に関し、なんら積極的定義を与えないものの、一旦、主権国家でないと規定した以上、そこに中立権を見出すことは、困難である。

2 1932年になると、前記ユーアトは、画然とカナダの主権国家性を強調し、「カナダが主権国家でないと争うことは、確実に不可能である。」「もしカ

---

5) Lewis, M.M., *The Treaty-making Power of the Dominions*, *The British Year Book of International Law*, 1925, p.31.

6) Johnston, V.K., *Dominion Status in International Law*, *The American Journal of International Law*, Vol.21, 1927, p.485.

ナダが主権国家であるならば、カナダが戦争に関して無能力 (incompetent) であると、誰がいうのであろうか<sup>8)</sup>」と述べる。そして、カナダおよび他のドミニオンの中立権および戦争権は肯定されるべきであるとして、こう説いた。「イギリスの戦争のさいに、中立を宣言、または、みずからの責任で戦争を宣言するカナダの権利の問題は、まだ、生じなかったとはいいながら、この権利が存在することに、ほとんど、疑いはあり得ない。」「もはや帝国の一部ではないカナダの連合王国、オーストラリアおよびその他のものに対する関係は、身上連合 (a Personal Union) として知られるものとなる。六つの王国は、同一の国王をもつ。六つの王国の「唯一のコネクションは、それらが同一の国王をもつということである。そのような事情のもとで、国際慣行は、そのような王国の一つが戦争し、他の王国が平和であり得ることを完全に明らかにする<sup>9)</sup>」。このように、ドミニオンの中立権を唱道するとき、ユーアトがコモンウェルスを身上連合としてとらえたのは、決して偶然的発想でなく、「国際慣行」の語から類推されたとおり、過去に前例があったためである。

---

7) Ibid., p. 487. なお、泉哲「条約締結権と自治植民地」『国際法外交雑誌』15巻5号・大正6年・466ページは、「自治植民地は名義上の領土なれと事実上独立の邦国と齎しく本国と対等の地位に向つて進歩しつつある状態にして之れ自治植民地と保護国の相違せる主眼点と云ひ得へし。」「今は世界の植民地にして自治制を有するものは、英領加奈多、濠洲、南阿、ニューファウンドランド、ニュージーランド等に過ぎず」とする。国家性を表面的なもの内容的なものに分けて考察している点は、前記ユーアトの見解(注4)と類似する。当時(1917年)のドミニオンが被保護国と相違していたかどうかはともかくとして、ドミニオンを進歩性において論じているのは、正確である。

8) Ewart, J.S., Canada and War, The Canadian Bar Review, Vol. 10, 1932, p. 505.

9) Ibid., p. 505. 自動的交戦原則支持者のケネディが、しつように、カナダの主権国家性を否定したさい、カナダと連合王国との関係も身上連合でないことと述べたことは、すでに触れた(拙稿「自動的交戦原則の検討」『独協法学』第4号・昭和47年・63—64ページ)。ケネディが身上連合に言及したとき、その脳裏にはユーアトの所説があったのではないかと想像されるが、はなはだ興味あることに、このケネディも、将来の問題として、カナダの中立権のために、身上連合を提案している。その証拠に、彼は、

## 国家性からみたドミニオンの中立権

すなわち、1714年、グレート・ブリテンとハノーバーとのあいだに、身上連合が形成された。ハノーバー選挙侯（the Elector of Hanover）がジョージ1世としてグレート・ブリテンの国王となったのであるが、このとき、一方、スウェーデン、他方、デンマーク、プロイセン、ロシアのあいだで、激しく、北方戦争（the northern war）が戦われていた。翌年、ジョージは、ハノーバー選挙侯として、デンマーク、プロイセン、ロシアとの条約に参加し、その条約により、ハノーバーの戦争援助の代償として、若干のスウェーデン領土を取得した。そののち4年間、ジョージは、ハノーバー選挙侯として、スウェーデンに対し戦争状態にあった。しかるに、グレート・ブリテンの国王として、彼は、平和状態にあった<sup>10)</sup>。この身上連合は、1837年まで存続し、二つの国家、つまり、ハノーバーとグレート・ブリテンとのあいだの区別は、国際法上、完全に承認された<sup>11)</sup>。

高野教授は、身上連合は「二以上の君主国が、それぞれの王位継承法により、たまたま同一人を君主とするにいたったもの」で、「構成国家間の政治関係は大いに影響を受けるが国際的にはそれぞれが普通に一個の国家として動」<sup>12)</sup>と定義される。この定義に照らして、北方戦争におけるジョージの行動をみると、ハノーバーとグレート・ブリテンとのあいだに形成された国家結合は、まさに、身上連合の名に値いすると考えられるし、ドミニオンの中立権を設定するため、これになぞらえて、コモンウェルスを身上連合とし

---

こう述べる。「カナダは、中立のおおのこの、そして、あらゆる国際的連係に直面することを余儀なくされる。それらは、今日、もし受け入れられるならば、事実上、独立宣言（a declaration of independence）を構成するようなものである。法がいま存立する限り、カナダ中立のための法的位置を有効に確立する唯一の解決は、世界に対する正当な認知をもった王冠の現在の統一の、少なくとも、しばらくの解体、ついで、法上、今日、明らかに存在しない立場である連合王国・ハノーバー間の身上連合に類似する新しい統一の設立であろう」（Kennedy, W.P.M., *The Constitution of Canada: 1534—1937: An Introduction to Its Development Law and Custom*, 1938, p. 542）。

10) Ewart, *Canada and War*, *The Canadian Bar Review*, Vol.10, 1932, p.505.

11) Duncan Hall, H., *The British Commonwealth of Nations*, 1920, p.245.

12) 高野雄一『新版国際法概論上』昭和44年・99ページ。

て構築しようとしたユーアトの意図も、首肯されなくはない。だが、「全く成立の経緯を異にする」から、コモンウェルスは身上連合ではないと<sup>13)</sup>、高野教授がいわれるところからも明らかとなっており、コモンウェルスを身上連合とするユーアトの所説には、相当、難点がある。すなわち、身上連合は、物上連合同様、なによりも、「君主国についてのみ認められる特殊な関係<sup>14)</sup>」である。従って、ユーアトの所説は、コモンウェルスがイギリスおよびドミニオンのみから構成されたときにおいて、かりに妥当したとしても、共和制を包含するようになった現在においては、全く妥当しない。

ユーアトがかかる所説を發表する4年前の1928年、コルトは、「ライヒ政府の助言に基づく国王の戦争宣言によって、ドミニオンは、技術的に、戦争状態に巻き込まれる。この事実は、今日も、かなり、一般に、承認されている。連合王国と戦争している外国が、あるドミニオンへの攻撃を引き受けるとき、それは、国際法違反を意味しない。この法的状態は、ドミニオンは主権国家 (soveräne Staaten) であり、連合王国とは身上連合においてのみ結合されると一部で主張された理論を非常に明白に否定する<sup>15)</sup>」と述べ、コモンウェルスの身上連合性と合わせて、ドミニオンの中立権を否定した。同じ1928年、コーベットおよびスミスも、コルトと類似した立場をとり、バルフォア報告は、「身上連合を創設しない。それは、戦争を宣言または講和を締結する別個の権限を授けない。それは、他の部分が戦争している場合の帝国のいずれかの部分の中立を規定すらしめない。これらの属性は、単純な身上連合の概念に本質的なものである<sup>16)</sup>」として、中立権が身上連合構成国の属性であることを認めつつも、コモンウェルスの身上連合性およびドミニオンの中立権を否認した。裏を返していえば、コルトも、コーベットおよびスミスも、コ

13) 高野・前掲・101ページ。

14) 田畑茂二郎『国際法工 (新版)』法律学全集55・昭和32年・503ページ。

15) Kordt, E., Die Stellung der britischen Dominien zum Mutterland nach Recht und Verfassungskonvention, 1928, S.83.

16) Corbett, P.E. and Smith, H.A., Canada and Worlt Politics : A Study of the Constitutional and International Relations of the British Empire, 1928, p.161.

### 国家性からみたドミニオンの中立権

モンウエルスが身上連合性を具備するなら、ドミニオンの中立権を肯定するのにやぶさかでないのであり、コモンウエルスに身上連合性を付与したユーアートをも含めて通観すると、積極と消極との相違はあれ、いずれもドミニオンの中立権を主権の徴証として扱うという共通性を示している点が、注目される。

3 そして、1929年、キースは、ドミニオンの国家性について、つぎのように論じた。「明らかにいわれるであろうが、それらは、国際法の通常の家（ordinary States）ではない。それらの運命は、連合王国の運命と非常に結びつけられるので、その全体は、国際法上、新しい型の実在を構成する。かつ、それは、連合国家または国家連合のいずれかと有効に名づけられず、その発展を推量するには、現在、早過ぎるであろう<sup>17)</sup>。「国際法の通常の家ではない」としているところをみると、キースは、ドミニオンの主権国家性を否定するようであるが、1931年、ポッターが、「もしドミニオンが独立国家であるならば、それらは、連合王国の外交代表にそれらの事件を外国首府で弁護させる権利がない。もしそれらが独立国家でないならば、それらは、それら自身、独立の外交行動をとる権利がない<sup>18)</sup>」とするのも、ドミニオンの過渡期的段階を示す記述であろう。そのほか、ウーラムは、第2次大戦開戦前までにドミニオンは主権国家になっていたとして、こう説いた。「1939年までに、ドミニオンは、独立国家（independent states）であった。もし立法的自治（legislative autonomy）が主権の主たる属性であるならば、南アフリカ連邦およびカナダは、1939年までに、法的に独立していた。そして、オーストラリアおよびニュー・ジーランドは、まだ、ウエストミンスター法を採択していなかったにせよ、1926年および1930年の帝国会議で確立された憲法的習律（the constitutional conventions）によって独立していた。アイ

---

17) Keith, A.B., *Dominion Autonomy in Practice*, 1929, p.66.

18) Potter, P.B., *Editorial Comment : Dominions, Commonwealth and the Society of Nations*, *The American Journal of International Law*, Vol.25, 1931, pp.317—318.

ルランドは、みずから、コモンウェルスの内側にも外側にもいないような種類であり、ニューファンドランドは、ドミニオンの地位を放棄していなければならなかった<sup>19)</sup>。ウーラムの念頭にあったのは、イギリス本国議会の法の優越性を廃止したウエストミンスター法（2条2項）ではないかと思われるが、かかる立法的自治を主権国家的主張の根拠とする態度には、いささか問題があらう。

結局、ユーアトおよびウーラムの主権国家的主張にもかかわらず、両大戦間の時期において、ドミニオンの国家性そのものをとりあげた学説の中では、ドミニオンの主権国家性を否定する見解が有力であったといえる。このことは、1919年の英仏条約、1922年のチャナック事件、1925年のロカルノ条約の検討から得た自動的交戦原則、つまり、「もしコモンウェルスのあるメンバーが戦争しているならば、他のメンバーがすべて同様に戦争している<sup>20)</sup>」とする原則の優勢という結論<sup>21)</sup>と明らかに歩調を合わせる。かつ、少なくとも、コモンウェルスの戦争問題に関する限り、外交的一体性の原則は、なお、余命を保っていたわけである。

## 2 ドミニオンにおける主権国家性の定着

### I ドミニオン中立権の確立

1 第2次大戦開戦のさいのカナダの対独戦争宣言がカナダの大臣の責任で発せられたことは、以前、くわしく検討したことがある。すなわち、参戦の実質的決定がカナダ内閣でなされたこと、その決定がカナダ議会で承認さ

---

19) Ulam, A.B., *The British Commonwealth as an Example of a Multinational State System*, in "Constitutions and Constitutional Trends since World War II" ed. by Zurcher, A.J., 1955, pp.163-164.

20) Noel Baker, P.J., *The Present Judicial Status of the British Dominions in International Law*, 1929, p.330.

21) 拙稿「自動的交戦原則の検討」『独協法学』第4号・66, 72ページ。

## 国家性からみたドミニオンの中立権

れたこと、イギリス国王がカナダの大臣の助言に基づいて正式に戦争宣言したこと、戦争宣言に対する責任はカナダのみが負うこと、これらの事実から、カナダの戦争宣言が民主的な大臣助言制に従って行なわれたことが、判明する<sup>22)</sup>。そこで、ディーンは、これをもって、「1939年、カナダは、1867年以来、国内問題で享受したのと同じ自治を、外交政策問題において得た<sup>23)</sup>」と評価する。「1867年」とは、もとより、カナダ憲法ともいべきブリティッシュ北アメリカ法のもとで、いくつかの自治植民地が統合して、カナダ・ドミニオンを発足させた時点を指す。しかも、ディーンは、「カナダの戦争宣言の形式は、カナダがその外交政策にコントロールを得たことを示す<sup>24)</sup>」とも述べており、そこからカナダの主権国家性を引き出すことは、可能であろう。

そして、注目されるのは、ドイツに対して単独の戦争宣言を発しなかったオーストラリアおよびニュー・ジーランド<sup>25)</sup>が、1941年、日本に対して独自の戦争宣言を発したという事実である。すなわち、オーストラリアおよびニュー・ジーランドは、12月9日、日本に戦争宣言し、オーストラリアの宣言は、12月8日午後5時に遡及するものとされ、ニュー・ジーランドの宣言は、12月8日午前11時に遡及するものとされた<sup>26)</sup>。このことに着目したF・R・スコットは、「この例で、オーストラリアは、国王陛下から特別の裁可を受けたのち、みずから戦争宣言するという『驚くべき憲法上の革新』をなし、こうして、みずからを初めてカナダおよび南アフリカの慣行に一致させた<sup>27)</sup>」とするが、もちろん、同じことは、ニュー・ジーランドにも当てはまる。その証拠に、F・R・スコットは、こう続ける。「これらおよび他の例は、戦

---

22) 拙稿「イギリス王冠の性質」『独協法学』第5号・昭和48年・59—60ページ。

23) Dean, E.P., *Canada at War, Foreign Affairs*, Vol.18, 1940, p.292.

24) *Ibid.*, p.295.

25) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・昭和46年・50—51ページ。

26) Scott, F.R., *The End of Dominion Status*, *The American Journal of International Law*, Vol.38, 1944, p.44,

27) *Ibid.*, p.44.

争および講和をなす権限が、いかなる独立国家とも同じくらい、完全に、いまや、ドミニオンに帰せられることを明らかに確立するようにみえる<sup>28)</sup>」。

対独戦争宣言のさい、自動的交戦原則は、オーストラリアおよびニュー・ジーランドに一応妥当したとみた<sup>29)</sup>。しかるに、2年3カ月後、対日戦争開始のとき、オーストラリアもニュー・ジーランドも、戦争宣言を発した。つまり、戦争権を行使したのであり、ここに、自動的交戦原則は、いかなるドミニオンからも排除された。従って、「1939年9月以前に充分進行中であったドミニオンの独立国家的地位の展開をこの戦争が完成したというのは、正しいと思われる<sup>30)</sup>」とのF・R・スコットの所説は、当然、あらわれ出なければならない結論であった。

また、主権的権利の中で、特に戦争権を除外したケネディおよびシュロスバーグの1935年のつぎの見解も、6年後、全く、理論的価値を喪失したことになる。「各ドミニオンは、戦争宣言に関する場合を除き、それが好むならからかの方法で、一般に、自由に、それ自身の外交政策を処理し、それ自身の条約を交渉し、かつ、概して、外国との関係において行動する<sup>31)</sup>」。ケネディおよびシュロスバーグのみではない。ドミニオンの主権国家性を熱烈に主張したユーアトを含め、ドミニオンの中立権を肯定するにせよ、否定するにせよ、もろもろの学者がいかに精密な論理を展開しても、戦争という巨大な現実の前では、著しく説得力を後退させられざるを得ない。第1次大戦は、ドミニオンの地位を向上させた。第2次大戦も、また、そうであった。

第2次大戦開始後は、ドミニオンを主権国家とする見解が、目立って多くなる。まず、1944年、F・R・スコットは、「すべてのドミニオン（ニューファンドランドを除く）は、独立国家である<sup>32)</sup>」と明言した。ついで、1953年、

28) Ibid., p.44.

29) 拙稿「自動的交戦原則の検討」『独協法学』第4号・昭和47年・70ページ。

30) Scott, F.R., op. cit., p.45.

31) Kennedy, W.P.M. and Schlosberg, H.J., The Law and Custom of the South African Constitution, 1935, p.488.

32) Scott, F.R., op. cit., p.46.

## 国家性からみたドミニオンの中立権

ウィーアは、コモンウェルス・メンバーは、「相互に平等な足場の上に立つ。それらは、主権独立国家である<sup>33)</sup>」とみた。さらに、1955年、ウーラムが、「ドミニオンは、いまや、独立国家である。かつ、より重要なことは、ドミニオンは、国際政治において、みずからを独立単位とみなすよう成長した<sup>34)</sup>」と述べれば、1962年、ラウターパハトも、「オーストラリア、カナダ、ニュー・ジーランド、南アフリカ、インド、パキスタンおよびセイロンが、国際法上、完全主権国家であることは、明らかである<sup>35)</sup>」とした。ここで、ミラーのつぎの所説を眺めてみよう。「主権論の多くの有益な結果のほかに、もう一つの結果が、存立して来た。すなわち、いかなる主権国家も、随意に、理由がよくても、悪くても、または、全然、なくても、他の国家を攻撃し、戦争にはいることができるということである」。これは、グロティウスの「時代から今日に至るまで、国際体系の本質そのものであった<sup>36)</sup>」。このように、主権国家がその純粹国家性において戦争権または中立権を所有することは、何世紀にもわたって、国際社会の受容するところであった。ドミニオンの主権国家性が頻繁に肯定される状況の中で、ミラーの所説に留意しても、ドミニオン中立権の確立に疑いはないと考えられるが、ドミニオンの主権国家性を力説したスタークは、コモンウェルス構成国について、1958年、「国外問題の分野で、自治は無制限である<sup>37)</sup>」ととらえたあと、1963年、「別個および個別的に

---

33) Wheare, K.C., *The British Commonwealth : A Symposium : The Nature and Structure of the Commonwealth*, *The American Political Science Review*, Vol. 47, 1953. p.1019.

34) Ulam, A.B., *The British Commonwealth as an Example of a Multinational State System*, in "Constitutions and Constitutional Trends since World War II" ed. by Zurcher, A.J., 1955, p.172.

35) Oppenheim, L.-Lauterpacht, H., *International Law*. Vol. 1, 1962, pp.209—210.

36) Miller, D.H., *Sovereignty and Neutrality*, *International Conciliation*, No.220, 1926, pp.283—284.

37) Starke, J.G., *An Interduction to International Law*, 1958, p.94. ただし、本書は第4版である。1954年の第3版以前においても、スタークが同様な把握をしているかどうかは、不明確である。

交戦国または中立国となることができる<sup>38)</sup>」と云い切った。

2 中立権のみならず、戦争権も主権の徴証であることは、以前に検討した<sup>39)</sup>。高野教授によっても、「従来、独立国家にとって、和戦の決は、そのもっとも究極的な主権的権利とされる<sup>40)</sup>」。和戦の決は、主権国家の単純な権利でなく、「そのもっとも究極的な」権利なのであり、かかる究極性を度外視しての主権国家的主張を、ドミニオンについて行なうことは、あり得ないのではないか。つとに、パルフォア報告は、コモンウェルス・メンバーを、「地位において平等であり、その国内または国外問題のいかなる面においても、相互に決して従属しない」と規定した。この規定は、戦争問題に適用されると、実質的意味を発揮する。なぜなら、F・R・スコットによれば、「戦争にはいるか、はいらぬかを決定する権限を、グレート・ブリテンと同じように、ドミニオンがもつ場合にのみ、ドミニオンは、いかなる現実的意味においても、国際的地位の上で平等であるということができた<sup>41)</sup>」からである。

そして、戦争権および中立権を取得したドミニオンに関し、平等性は、もはや、問題とならないであろう。そうとすると、「戦争宣言および講和締結は、このように、共同交戦 (gemeinsame Kriegführung) に基づいて、別別でなく、同じように共同して行なわれる。それゆえに、ライヒの個別的な部分の協力義務が、存立する。ドミニオンは『戦争と平和の権利 (jus belli ac pacis)』をもたず、ライヒのみが、全体として、戦争主体である。それ

38) Ibid., 1963, p.106. 本書は第5版であるが、第5版にみられるこの一句は、第4版には存在しない。従って、この一句は、短いが、第4版と第5版とのあいだの見逃すことのできない相違といえよう。

39) 拙稿「ドミニオン中立権論・序説」『独協法学』第1号・昭和43年・69—70ページ。

40) いわゆる原爆裁判 (昭和38年12月7日・東京地裁民事24部判決) に提出された高野雄一教授の鑑定書・4ページ。また、ソ連憲法は、構成共和国が、諸外国と直接関係を結び、協定を締結し、外交代表および領事を交換する権利をもつことを承認する (18条A項)。構成共和国中、白ロシアおよびウクライナが国連に加盟し、ヨーロッパの平和条約の当事国となった根拠は、ここに求められるであろう (高野雄一『新版国際法概論上』昭和44年・104ページ)。しかしながら、「戦争と平和の諸問題」がソ連自体に留保されている (14条) のは、この問題の究極的性格を物語るのではないか。

41) Scott, F.R., op. cit., p.41.

## 国家性からみたドミニオンの中立権

ゆえに、ドミニオンは、行為無能力である<sup>42)</sup>とするシュミットの学説は、過去の遺物と化し、「戦後のコモンウェルスでは、戦争参加を含む外交政策の問題についての独立的決定の権利は、結合の個別的メンバーに帰せられる<sup>43)</sup>」とするカウエンの見解が、迫力を帯びて出現するのである。

簡単に振り返ると、第1次大戦勃発の1914年8月にイギリス本国が発した戦争宣言は、ドミニオンを含むブリティッシュ帝国全体を戦争状態においた<sup>44)</sup>。換言すれば、自動的交戦原則が全面的に機能したのであって<sup>45)</sup>、ドミニオンの中立権が作用する余地は、見当らなかった。1919年の英仏条約、1922年のチャナック事件、1925年のロカルノ条約においては、ドミニオンの中立権を認めようとする見解にも力強いものがあつたものの、自動的交戦原則が勝利を取めた。1939年9月、第2次大戦が起り、ドミニオンでありながら、アイルランドは、終始、中立国の地位を維持した。ただ、開戦当初、南アフリカは3日間、カナダも7日間、中立権を行使した<sup>46)</sup>。そして、1941年12月、日本に対して戦争状態にはいるとき、オーストラリアおよびニュー・ジーランドさえもが、戦争権を行使した。ドミニオンの中立権は、市民権を得た。

こうたどって来ると、ブリティッシュ帝国と第2次大戦前のコモンウェルスとのあいだには、ドミニオンの中立権を否定するという機能的な共通点が存在する限りで、本質的な差を認めがたい。1939年9月、中立権を行使するドミニオンが出現したことにより、コモンウェルスの外交的一体性は、破綻

---

42) Schmid, W., Die "Common allegiance" als Beschränkung der völkerrechtlichen Handlungsfähigkeit der britischen Dominien, 1938, S.71. なお、本書については、田畑博士による的確な紹介がある(田畑茂二郎「ヴァルタ・シュミット『英自治領の国際法的行為能力の制限としての"common allegiance"』』『法学論叢』42巻・昭和15年・299-310ページ)。

43) Cowen, Z., The Contemporary Commonwealth: A General View, International Organization, Vol.13, 1959, p.205.

44) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・15-17ページ。

45) 拙稿「自動的交戦原則の検討」『独協法学』第4号・65-66ページ。

46) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・53ページ。

をみせた。この外交的一体性は、1941年12月、傷口をひろげた。従って、戦争問題が関する限り、1939年9月を転機として、コモンウェルスの機能は、本質的な変化を遂げたというべきであろう。

## II 付随する諸問題

1 それでは、ドミニオンの中立権はコモンウェルスからの脱退なしに達成されないとの反論には、どのようにして対処するか。たとえば、キースは、「ドミニオンが独立国家のしるしである条約能力（the treaty power）を自由に行使しないことは、われわれの論議から明らかである。それらが戦争もしくは講和をなし、または、イギリスの戦争のさいに中立を続ける権限を所有しないことは、ひとしくたしかである<sup>47)</sup>」「帝国の残余から分離して、戦争を宣言もしくは講和をなし、または、中立を主張することは、事実上、脱退行為である。ウエストミンスター法前文は、その問題が孤立的行動によって処理されるものではないとする連合王国およびすべてのドミニオンによる明確な主張である<sup>48)</sup>」と述べる。

キースだけではない。マンサーも、「コモンウェルスの伝統的見解は、ドミニオンの中立権を絶対に否定した。この見解では、コモンウェルスは、共通の国王に対して忠誠を誓う組織的統一体であり続けた。そして、その忠誠のゆえに、その国王が戦争状態にあるとき、戦争状態であった。ドミニオンの中立宣言は、脱退するという慎重な意図の表現にひとしい違憲的行為であった。共通の忠誠を負うブリティッシュ臣民は、彼らの国王が戦争状態であるとき、彼らの忠誠を否定することなく、中立にとどまることができなかつ

---

47) Keith, A.B., *The Sovereignty of the British Dominions*, 1929, pp.462-463.

48) *Idem*, *The Constitutional Law of the British Dominions*, 1939, p.133. クンツも、「中立維持は、ライヒからの脱退なしに可能でなかった」と説く (Kunz, J.L., *Die Staatenverbindungen*, 1929, S.789)。

た<sup>49)</sup>」と論じる。

ドミニオンによる中立権の行使は脱退を伴なうとする見解は、中立権を主権的属性とつかまえる限りで正当であるにせよ、コモンウェルス・メンバーは主権国家であるべきではないとする点で、また、コモンウェルス・メンバーは忠誠義務を担うとする点で、現代的意義をもち得ない。コモンウェルス・メンバーが主権国家であることは、すでに述べたし、コモンウェルス・メンバーが忠誠義務を担わないことは、別の機会にとりあげた<sup>50)</sup>。ゆえに、ドミニオンは、コモンウェルスにとどまりつつ、中立権を行使できる。現に、アイルランド政府もイギリス政府も、第2次大戦中のアイルランドの中立を、アイルランドの脱退を構成するものとみなさなかつた<sup>51)</sup>。

2 トインビーは、かつて、自動的交戦原則を主張したとき、ブリティッシュ帝国の単一国家性を、共通のブリティッシュ市民権の存在によって確認しようとした<sup>52)</sup>。この共通市民権は、王冠不可分説から派生した観念であり<sup>53)</sup>、そのため、ドミニオンの中立権を攻撃する武器として使用された。「以前、ブリティッシュ帝国が、言葉のあらゆる意味において、単一の共通国籍を有した<sup>54)</sup>」ことは、否定できない事実であって、1948年のイギリス国籍法も、「ブリティッシュ臣民 (British subject)」または「コモンウェルス市民 (Commonwealth citizen)」を設定し、これを、連合王国、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、南アフリカ、インドその他の国民に共通

---

49) Mansergh, N., *Survey of British Commonwealth Affairs : Problems of External Policy : 1931—1939*, 1952, p.85.

50) 拙稿「イギリス王冠の性質」『独協法学』第5号・69—71ページ。

51) Clokie, H.M., *International Affairs : The British Dominions and Neutrality*, *The American Political Science Review*, Vol.34, 1940, pp.746—747.

52) Toynbee, A.J., *The Conduct of British Empire Foreign Relations since the Peace Settlement, 1928*, pp.1—2.

53) Duncan Hall, H., *The Balfour Report and Its Historical Background*, in “*The British Commonwealth of Nations*” by Lowell, A.L. and Duncal Hall, H., 1927, p.617.

54) Jennings, R.Y., *The Commonwealth and International Law*, *The British Year Book of International Law*, 1953, p.340.

に承認した（1条(1)―(3)項）。

ただ、このような共通市民権は、それを受け入れる範囲のいずれにおいても、均一的な機能を發揮してこそ、存在理由があると思われる。しかしながら、コモンウェルス諸国が別個の市民権法を制定するようになった現在、それは、必ずしも均一的な機能を發揮していない<sup>55)</sup>。ましてや、カーチスは、「すべての新しい諸国の住民は、それら自身の特有の国籍を生み出すことを切望し、そうすることにおいて、すぐれて正しい。」「カナダ人、オーストラリア人および南アフリカ人は、彼らの作法および制度をイギリス化する試みについては、嫉妬深い<sup>56)</sup>」と指摘するのであって、そうすると、和戦を決定するような極めて重大な局面において、行動の統一を強制するほどの力が、この共通市民権にあるとみるのは、困難ではないか。「共通市民権さえ、国際的行動の統一を強制しない。」「共通の根源的な市民権は、コモンウェルスのグループにおいては、部分的交戦への法的障害ではない<sup>57)</sup>」とは、F・R・スコットの説くところでもある。

3 第2次大戦中、アイルランドは、中立を維持した。それがどういう意味をもつかを、マンサーは、つぎのように叙述する。「もしエールが中立にとどまり、連合王国および海外ドミニオン政府が、その中立はコモンウェルスのそのメンバーシップを終了させないとの見解を黙諾するならば、そのとき、ブリテンが戦争状態にある場合、ドミニオンは中立にとどまることができ」た。「そして、それは、黙示的に、そう回答された。連合王国政府は、戦争中、エールをコモンウェルス・メンバーとみなし続けた。アイルランドの中立が実際的効果をもったのは、真実である<sup>58)</sup>」と。

第2次大戦後の1949年4月18日、アイルランド共和国法（the Republic of Ireland Act）が発効、これをもって、「エールは正式にブリティッシュ・

55) Cowen, op. cit., p.207.

56) Curtis, L., The Problem of the Commonwealth, 1917, pp.68—69.

57) Scott, F.R., op. cit., pp.46, 48.

58) Mansergh, op. cit., p.406.

## 国家性からみたドミニオンの中立権

コモンウェルスを去り、ブリテンとの最後の憲法的きずなは、切断された<sup>59)</sup>。ここで、「最後の憲法的きずな」とは、国王は、アイルランドの大臣によって助言されるあいだのみ、アイルランドの一定の国外関係のために行動できると定めた1936年の国外関係法を指し、これを廃止するのが、アイルランド共和国法の最大の眼目であった（1条）。同時に、国名は、「アイルランド共和国」に変わった（2条）。これに対応して、1949年6月のアイルランド法（the Ireland Act）は、「これまでエールとして知られたアイルランドの一部が、1949年4月18日から、国王陛下のドミニオンの一部であることを終了した」むね承認した（1条(1)項<sup>60)</sup>。同時期、1949年4月に開かれたコモンウェルス首相会議が、共和制採択予定のインドのコモンウェルス残留を受け入れたのに、アイルランドがコモンウェルスから離れたのは、ほかでもない。それは、「アイルランドが、国外関係法を廃止することによって、国王を協力の象徴として承認することを含む国王とのすべての関係をとりやめた<sup>61)</sup>」ためである。

従って、これまでたどって来た経過からすると、第2次大戦中、中立国の地位に立ったことは、アイルランドのコモンウェルス離脱の一つの理由となり得ても、最優先的な理由となり得ないのではないか。中立の要因は第2次大戦前に求められ、1937年憲法採択とともに、「コモンウェルスに対するエー

---

59) Idem, Survey of British Commonwealth Affairs : Problems of Wartime Cooperation and Post-War Change : 1939—1952, 1958, p.289.

60) アイルランドは、このように、コモンウェルスから離脱し、国王陛下のドミニオンの一部であることを終了したにもかかわらず、イギリスの外国ではない。この点について、1960年、ウーアは、述べた。すなわち、興味あることは、アイルランドの連合王国における代表が大使であることであるが、それは、驚くべきことではない。なぜなら、アイルランドは、コモンウェルス内にあるのではないからである。「他方、アイルランドは、外国とみなされない。そのあいまいな立場は、アイルランド大使が外務省（the Foreign Office）でなくコモンウェルス関係省（the Commonwealth Relations Office）を通じて連合王国との関係を処理する事実、また、彼が信任状を女王に奉呈するとき、コモンウェルス関係省の代表に伴なわれる事実によって承認される」と（Wheare, K.C., The Constitutional Structure of the Commonwealth, 1960, p.138）。1949年4月17日以前同様、18日以後も、アイルランドの立場はあいまいといえるであろう。

61) Wheare, op. cit., p.154.

ルの連結は空虚な形式」となった<sup>62)</sup>と、ナップランドが述べているところからも明らかなおり、アイルランドは、第2次大戦前にコモンウェルスから離れてもやむを得ないような状況におかれていた。

もともと、アイルランドは、ドミニオンとしてはヘテロドックスなのであって、その分離的傾向は早くから表面にあらわれており、1937年憲法は、主権国家性を明記し、大統領制を採用した<sup>63)</sup>。そのほか、アイルランドの指導者デ・バレーラが、「われわれは共和制である」と1945年7月11日に明言したこと、および、エールはコモンウェルス諸国と結合するが、コモンウェルス・メンバーではないと1947年9月に述べたこと<sup>64)</sup>も、単なる政治的発言であるにしても、このさい、看過されるべきではないであろう。

4 このようにして、ドミニオンが純粹国家性において中立権をもつことが確定されれば、今度は、集団安全保障制度との関連で、この中立権をどのようにとらえればいいのかという課題が、生じる。この種の課題は、早くも、国際連盟の時代から論議的となっていた<sup>65)</sup>。すなわち、連盟規約によれば、紛争の平和的解決義務を「無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ総テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做」され、他のすべての連盟国は、前記連盟国に経済的制裁を課し、必要があれば、兵力を使用する（16条1—2項）。

そこで、かりにイギリス本国が規約違反の戦争を開始したとすると、二つの説が成り立つ。第1の説は、自動的交戦原則にのっとり、「イギリス憲法の現行規則のもとで、ドミニオンは、明らかに、国王の敵の敵となる<sup>66)</sup>」とす

62) Knaplund, P., *Britain, Commonwealth, and Empire: 1901—1955*, 1956, p.315.

63) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・43—44ページ。

64) Harvey, H.J., *Consultation and Co-operation in the Commonwealth*, 1952, pp.11—12.

65) 柳瀬良幹「国家結合として見たる英帝国」『国家学会雑誌』46巻3号・昭和7年・105—107ページ。

66) Noel Baker, P.J., *The Present Judicial Status of the British Dominions in International Law*, 1929, p.338.

## 国家性からみたドミニオンの中立権

るもので、これによれば、イギリス本国の始めた規約違反の戦争に、ドミニオンは、当然、加担者となり、国際連盟と戦争関係にはいる。これに対し、第2の説は、自動的交戦原則を拒否し、「国際連盟のメンバーとしてのドミニオンには、特別の前提のもとで、戦争にはいる一般的義務が存在する。そして、連盟の制裁措置（die Strafmaßnahmen）が、ドミニオンの一つ、または、グレート・ブリテンに向けられるとき、なぜそれがこれから免除されるかは、法的に理解されない<sup>67)</sup>」とするもので、これによれば、ドミニオンは、イブソ・ファクターにイギリス本国と戦争関係にはいり、かつ、イギリスに対する制裁に参加すべき義務をもつ<sup>68)</sup>。

第1の説は、ドミニオンの中立権を否定すると同時に、連盟におけるドミニオンの個別性をも否定するから、これはこの限りで首尾一貫しており、第2の説も、第1の説と反対の意味で、一貫性を保つ。コモンウェルス・メンバーとしての地位と連盟メンバーとしての地位とでは、いずれが重いか、ここが議論の分れ目であるが、ドミニオン全体にとって、連盟が当初からその国際法主体性に好意的であった事実<sup>69)</sup>が、想起される。連盟では、ドミニオンは、他のメンバーと全く同じ権利を享有した<sup>70)</sup>。同じ権利を享有するものは、同じ義務を負担すべきであり、かつ、ドミニオンもグレート・ブリテンも留保なしに連盟に加盟したこと<sup>71)</sup>を考慮に入れると、第2の説を支持していいのではないか。

類似の問題は、国際連合においても、発生する。ただし、国連の場合、連盟時代と異なり、イギリスに対して、たとえば、憲章上の非軍事的措置（41

---

67) Rynne, M., Die völkerrechtliche Stellung Irlands, 1930, S.263.

68) 規約違反の戦争を開始した国に対して国際連盟加盟国がとる制裁措置は、規約上、理事会または総会にかけられるものでなく、イブソ・ファクターなものである（田岡良一「連盟規約第16条の歴史と国際連合の将来」恒藤博士還暦記念『法理学及国際法論集』昭和24年・310ページ）。

69) Dunn, F.S., The New International Status of the British Dominions, Virginia Law Review, Vol. 13, 1926—1927, pp.361—362.

70) Rynne, a.a.O., S.262.

71) Ibid., S.263.

条)を発動することはできない。なぜなら、この措置が安全保障理事会で決定される場合、拒否権が適用されるが、イギリスは、常任理事国として、自国に対するこの措置の成立を妨げることができるからである<sup>72)</sup>。だが、こうした問題はともかくとして、ドミニオンが、コモンウェルス・メンバーとしての立場と国連メンバーとしての立場とから来るジレンマに陥ったさい、基本的に、後者を優先させるべきことは、コモンウェルスの自治が連盟時代より一層遠心的となった今日、より強い意味で肯定されなければならない。

国連関係に限定しても、コモンウェルス・メンバーの行動は、必ずしも、イギリス本国と歩調を合わせているわけではない<sup>73)</sup>。また、コモンウェルス・メンバー相互間でも、その行動は多様である。この点を、カーターは、1950年、つぎのとおり分析した。「国際連合では、コモンウェルスの海外メンバー、特に、カナダ、オーストラリアおよびインドは、それら自身の国家利益および経験によって形作られた行動の明瞭にして独力的な線を追求した。おのおのは、地理的位置、人口構成および経験によって記された特別の役割りをもつ。カナダは、統合的な北大西洋共同体において、オーストラリアは、アングロ・サクソンの国としてのその使命の意味とつながれた不安なアジアへのその近接性によって、インドは、はなはだしく動乱状態にある大陸の中では相対的に安定したアジアの国としてである。残り三つは、ほとんど明瞭でない制限的要因をもつ。ニュー・ジーランドは、その遠隔の位置により、パキスタンは、回教国家の最大のものとして、南アフリカは、先鋭な人種差

72) 横田喜三郎『国際連合』昭和32年・35ページ。

73) たとえば、1956年、イスラエル軍のエジプト侵入に続くイギリスおよびフランスの軍事介入によって生じたスエズ動乱に当って、エジプトに派遣された国連緊急軍(U NEF)は、10カ国によって構成され、その中に、カナダ、インドという二つのコモンウェルス・メンバーが含まれていた。いかにこの国連緊急軍が戦闘を目的としない(香西茂「国連軍」田岡良一先生還暦記念『国際連合の研究』第1巻・昭和37年・112～116ページ。関野昭一「国連緊急軍」『国際法辞典』昭和50年・261～262ページ)にせよ、このとき、カナダ、インドの目指した利害とイギリスの目指した利害とは、少なくとも、同一方向に向いているとはいえないであろう。

別の中心としてである<sup>74)</sup>」。

さらに、種々の地域的安全保障機構へのコモンウェルス・メンバーの参加が一樣でないことも、看過されてはならない。たとえば、NATOには、イギリス、カナダが加盟し、ANZUSには、オーストラリア、ニュー・ジーランドが加盟しているが、このように、コモンウェルス・メンバーが違った戦争義務のもとにおかれているという事実は、とりもなおさず、コモンウェルス全体を同時に戦争状態におく自動的交戦原則の崩壊を意味する。それとともに、NATOのような西側軍事同盟へのコミットメントは、インド、スリランカなどのとる非同盟政策とは合致しないことを指摘しておく必要がある<sup>75)</sup>。

5 それでは、現在、コモンウェルスの構造は、どのように理解されるべきであろうか。I・ジェニングスは、コモンウェルスをつかみかねて、「ザ・コモンウェルス・オブ・ネーションズと呼ばれる奇妙な実在は、変則的なものであり、外見上は、ほとんど不可解である<sup>76)</sup>」と述べた。たしかに、それは独特な存在であって、この点につき、1931年のウエストミンスター法は、「ザ・プリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーの自由な結合」と表現したし、1949年4月のコモンウェルス首相会議コミュニケも、「その独立メンバーの自由な結合」と描写したが、結局、ハドソンの述べるとおり、「主権国家の結合 (an association of sovereign states<sup>77)</sup>)」と把握するほかないであろう。

このように、メンバーが主権国家であって、中立権その他の主権的権利を個別的に行使するならば、コモンウェルス全体が外交上一体となって行動するようなことは、とうてい望むべくもない。オコンネルも、つぎのように叙

---

74) Carter, G.M., *The Commonwealth in the United Nations*, International Organization, Vol. 4, 1950, p.254.

75) Wilson, R.R., *Editorial Comment : The Commonwealth as Symbol and as Instrument*, *The American Journal of International Law*, Vol.53, 1959, p.393.

76) Sir Ivor Jennings, *The British Constitution*, 1961, p.118.

77) Hudson, G.F., *How Unified Is The Commonwealth ? Foreign Affairs*, Vol. 33, 1955, p.679.

述する。「コモンウェルス・メンバー間の外交政策における統一がもはや行きわたっていないことが、承認されなければならない。その程度にまで、王冠の統一の定説という基本的な台は、破壊された。メンバーは、地域的な機構および安全保障の取り極めを結び、それにより、コモンウェルス・メンバーとしてのそれらを拘束するものとは相違し、かつ、若干の場合、それらより広汎な義務に個別的にコミットされた<sup>78)</sup>」。

最後に、ブリティッシュ帝国からコモンウェルスへの変貌を、フェアドロスは、『『ブリティッシュ帝国』という国際法主体が、固有の国際法主体性をもたない国家集団 (Staatenverband) に変化した<sup>79)</sup>』と説明する。つまり、かつて、ブリティッシュ帝国またはコモンウェルスのみが存在していた中立権その他の主権の徴証は、いまや、それを構成する複数メンバーに拡散・移行したのであって、これとともに、外交的一体性の原則も、消え去った。

---

78) O'Connell, D.P., *International Law*, Vol, 1, 1965, p.396.

79) Verdross, A., *Völkerrecht*, 1964, S.198.